

■論文題目	共有地における弱者生活権の考察—岩手県軽米町山内地区 A 集落を事例として—		
■氏名(学籍番号)	昆野義希(0412021044)		
■指導教員	平井勇介	■所属コース	地域社会・環境コース
■キーワード	コモンズ	ダンナ	再生可能エネルギー

1. 問題背景と目的

近年、地球温暖化の防止などの観点から太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー(以下再エネとする)が注目されている。地方の山林が太陽光パネルや風車の設置によって数多く開発されている現状がある。事例地である岩手県軽米町山内地区に設置されている軽米東ソーラー発電事業の広大な土地開発の現場は、古くから地域住民が利用する郷山≒共有地(コモンズ)であった。数多くのコモンズ研究は、共有地の利用は原則的にムラ社会の構成員にひらかれており、その中でも比較的生活に困っている者が優先的に利用する権利(≒弱者生活権)が存在したという指摘がなされている。そうだとすれば、再エネ事業による地方の山林開発による、山林の資産化(共有地の入会権が事業者から得られる地代としての利益を受け取る権利として切り替わる)に伴い、地域社会における山林の重要な意義であった地域社会の安全弁的な役割が失われてしまうことにもなる。そこで本研究では、大規模太陽光発電事業の現場である、岩手県九戸郡軽米町山内地区を事例とし、かつて存在していたとされる共有地の弱者生活権の実態を明らかにすることを目的とした。

2. 先行研究

コモンズ研究は、ギャレット・ハーディン「共有地の悲劇」が出発点であると言われることが多い。ここでは、共有地において、多数者が利用できる共有資源は私利私欲のために乱獲され、資源の枯渇を招くことが危惧されていた。しかし実際には共有地は地域で厳密に管理されているという側面を持っていたようである。地域共同管理の研究のなかで、弱者生活権への言及がしばしばなされている。そのことを明確に指摘したのは、鳥越(1997)の論考であろう。鳥越は、地域に住んでいる住民全員が共有地を利用するという対等な権利を持つということを示しつつ、また、そのうえで生活困窮者が共有地を優先的に利用することを許されていた「弱者生活権」という権利があることを指摘した。また、その権利は持つ者が持たざる者への施し(同情)として共有地の占有を許容しているという側面もあり、権利としてではない温情論的な面も否定できないと指摘している。さらに、宇野・早川(2018)の指摘では共有地を介して地域コミュニティの信頼関係が構築されていることを述べており、温情の中で成立する信頼関係であったことも予想される。そこで、「弱者生活権」は当然の権利であるという所有論的な視点と同情による温情論的な視点を考慮しながら、事例地である山内地区における弱者生活権の実態を明らかにする。

3. 事例地概要

事例地である岩手県九戸郡軽米町山内地区は、2021年時点で299戸数である。山内地区の地域住民は、共有地組合、山内生産森林組合、山内森林資源開発と組織を変えながら、共有地の管理運営をしてきた。現在の山内森林資源開発が管理する山林は494.57haである。山内地区は、14集落で構成されており、それぞれの集落から運営委員が選出される。それとは別に、三役(代表、副代表2名)、監査役、事務局がおかれる。三役や監査役は、運営委員とは別に推薦委員を各集落から一人ずつ出し、任期(2年)が切り替わるころに選出される(再任有)。現在は共有地494.57haのうち、64.6%の319.39haをソーラーパネル設置地として事業者へ賃貸している。

4. 共有地の特徴

◇地域の有力者中心の管理体制

山内森林資源開発に保管されている文書を整理していくと、郷山の特徴として、住民(特に下層の)生活を支えていることがみいだされた。郷山から得られる薪を誰にいくらで売ったのか、郷山を田畑として利用する際の小作料の管理、郷山の境界線の確認業務、郷山の下草刈りを各集落・青年会・婦人会でおこなったときの謝礼の計算など、◇密な計算

のなかで郷山は管理されていた。こうした作業をおこなう三役を担った家を調べてみると、年代を遡るごとにダンナの家が担っている傾向があった。ダンナとは、山内地区に 5 つあるといわれる、広大な田畑と山林を有する家々である。最も多い家で、所有する山林は 200ha ほどだったといわれることからダンナの家の力が推察できよう。

◇住民生活の下支えとしての郷山

里に田畑をもたない、あるいはわずかしかもたない家々は、郷山で焼畑をしたり、沢水の得られる比較的平らな土地を水田としたりして利用していた。かつては組合の許可なく使っていたが、昭和前～中期頃より地代を組合におさめることになったといわれる。その地代をみると、かなり粗い計算であるが収穫量の 1～3 割程度であったと考えられる。4 章では、このような山内地区の下層の家々にとって生活を支える存在として郷山の特徴を示した。

5. A 集落における弱者生活権の実態

5-1. A 集落の社会構造

ダンナの家があった A 集落(昭和中期頃 20 数軒)は、昭和中期頃、主に 4 つの家系で集落のほとんどを把握できたと言われる。もともと力をもったダンナは、その分家 3 軒、現地で「ナゴ」と呼ばれている、ダンナの家の手伝いをしてきた家々 4 軒であった。その他、3 つの家系のうち、最も力をもっていたと考えられる C 家本家は、分家 4 軒(うち、ダンナの家の手伝いをしていた家が 2 軒)であった。5-2 で対象とする D 家は、隣集落の D 家から分家に出た際、A 集落に入ってきた。田畑を与えられずに分家したといわれ、A 集落の家々とは結びつきが弱かったものと考えられる。

5-2. 分家創出にみる弱者生活権

田畑のない新設分家の D 家は、A 集落から郷山へ 200m ほど入った沢沿いに水車小屋をつくり、家族(夫婦の間には男子に恵まれず、養子ももらっていた)で長い間住んでいた。水車小屋の少し上流の沢沿いの土地では田を拓いていたといわれる。水車小屋では、糶摺りを主にしていた。A 集落や近隣集落の家々から糶摺りの仕事を請け負っていた。その後、そこで稼いだお金や借金を元手に田畑を購入し里へおり、家を建てたのが現在の D 家の屋敷地である。このように、集落をまたいで A 集落に新たらしく住むことになった D 家にとって、里で生活ができるまでの間、郷山で資金を蓄え、一人前の家となる準備していたのである。

6. 結論

弱者生活権はいわば所有論的なあたりまえの権利という見方をすれば、地域で生活するうえでの当然の権利を行使しているだけととらえることができる。次に温情論的な面を考慮すると、生活困窮者が同じ共同体の人々から施し(同情)を受けると地域へのうしろめたさを感じてしまうだろう。しかし A 集落の事例によると、地域の人たちの生活に貢献するという関係性があり、そこでうしろめたさを感じにくくなっている側面があった。つまり、共有地の利用は生活困窮者の生活を支えるための弱者生活権が当然の権利としてある一方で、その弱者生活権を成立させる温情論的な側面もあったことがいえる。しかし、生活困窮者が地域に貢献をし、受益だけを吸い取ることをしなかったために持たざる者としての引け目を感じさせずに地域の共同体と共に生きているという温情論を回避する利用方法がされていたことが考えられる。

地域内の生活困窮者が共有地を優先的に使い、地域に見返りとしての貢献を行うという関係性は今では失われたといえる山との関わり方であろう。いわば、現代の再生可能エネルギー事業における大規模開発は自然環境・景観の破壊だけでなく、以前までの山と地域住民との関わり方をも変えてしまっている一つの要因となっている。その中には、弱者生活権という共有地の地域住民が暮らしていた当然の権利も失ってしまっているということを私たちは考慮しなければならないであろう。

主な参考文献

- ・鳥越 皓之、1997、「コモンズの利用権を享受する者」『コモンズとしての森・川・海』、5-14
- ・宇野 重規 早川 誠、2018、「ローカルコモンズの可能性」、『NIRA OPINION PAPER NO.36』NIRA 総研、1-4